



平成 20 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2 1 4 6
問 合 わ せ 先	取締役社長室長 島田 恭介
電 話 番 号	03(5447)1710

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社が平成 20 年 6 月 6 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 23 日開催予定の第 1 回株主総会に付議することを決議したので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の内容

- (1) 当社の略称として広く認識されている「UT」と、持株会社としての当社の位置づけを明確にするため「ホールディングス」を組み合わせ、「UTホールディングス株式会社」に変更いたしたく存じます。なお、商号変更につきましては、付則により平成21年1月1日より実施することとし、実施日経過後、当該付則は定款より削除するものといたします。
- (2) 当社本社機能の東京都品川区への移転に伴い、第 3 条（本店の所在地）の変更を行うものであります。
- (3) 付則第 1 条から第 3 条について、効力が失われるため、当該付則を削除するものであります。

### 2. 定款新旧対照表

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 (商 号)	第 1 章 総 則 (商 号)
第 1 条 当社は、 <u>ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>United Technology Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。	第 1 条 当社は、 <u>UTホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>株式会社</u> と称し、英文では、 <u>UT Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。
(条文省略)	(条文省略)
第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>品川区</u> に置く。
付 則 <u>(設立の方法)</u>	付 則
第 1 条 当社の設立は、 <u>会社法第 7 7 2 条の株式移転による。</u>	(削 除)
<u>(最初の事業年度)</u>	
第 2 条 当社の最初の事業年度は、 <u>第 3 5 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。</u>	(削 除)



<p>(役員報酬等)</p> <p>第3条 第26条および第34条の規程にかかわらず、 <u>当社の成立の日後当社の最初の定時総会終 結の時までの当社の取締役および監査役の報 酬等は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 取締役</u> 取締役の報酬の総額は、年額 400,000,000 円以内 とする。</p> <p><u>(2) 監査役</u> 監査役の報酬の総額は、年額 100,000,000 円以内 とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第1条(商号)の変更は、平成21年1月1日から実施す る。なお、本付則は変更の効力発生後、削除されるもの とする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月23日(月曜日)  
定款変更の効力発生日 平成20年6月23日(月曜日)

以 上